

生活衛生関係営業について

- 生活衛生関係営業(生衛業)は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業など、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心できるサービスを提供するため、衛生規制の下で活動。
- 生衛業は中小零細企業が大部分であるため、振興と規制が一体となって経営の健全化と衛生水準の向上を図ることが必要

消費者(利用者)

- ・事業所 : 約121万事業所(全事業所の21%)
- ・従業員数 : 約628万従業員(全産業の12%)
- ・収入額 : 約27兆円(サービス業全体の18%)

サービス提供

生衛業者

- ・理容業
 - ・美容業
 - ・クリーニング業
 - ・旅館業
 - ・浴場業
 - ・興行場営業
 - ・飲食店営業
 - ・喫茶店営業
 - ・食肉販売業
 - ・食鳥肉販売業
 - ・氷雪販売業
- 等



指導・支援

生衛連合会
生衛組合

- ・振興(自主的取り組み)

(財)全国生活衛生
営業指導センター

(財)都道府県生活衛生
営業指導センター

- ・経営の健全化
- ・衛生水準の向上

保健所等
[行政]

- ・衛生規制

※我が国では、生活衛生関係のサービスの衛生水準は高い水準(食中毒や感染症の発生の防止、安心・安全で質の高いサービスの享受)

生活衛生関係営業の施策の体系について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

【17業種】

- ①すし ②めん類 ③中華料理 ④社交 ⑤料理 ⑥一般飲食 ⑦喫茶 ⑧食鳥肉 ⑨食肉⑩氷雪 ⑪理容 ⑫美容
⑬興行場 ⑭旅館・ホテル ⑮簡易宿所 ⑯公衆浴場 ⑰クリーニング

組合員のみを対象

生衛業全般を対象

営業の振興の計画的推進

振興指針

厚生労働大臣

融資

(株)日本政策金融公庫
《生活衛生資金貸付》

営業者の自主的活動の促進

(社)全国生活衛生同業組合中央会
[政策要望の集約、顕彰等]

生活衛生同業組合連合会
(全国・業種単位)

生活衛生同業組合
(都道府県・業種単位)

指導 研修、共同事業

組合員

生活衛生関係営業者

衛生規制

食品衛生法、理容師法、美容師法、興業場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法

経営の健全化の指導

[行政の代行的機能]

(財)全国生活衛生営業指導センター

指導

(財)都道府県生活衛生
営業指導センター

指導 相談

都道府県

保健所

都道府県指導センターの位置付け

1. 生衛業の健全な発達を通じた衛生水準の維持向上、消費者・利用者の利益擁護が目的。
2. 行政による衛生規制だけでなく、営業者の自主的取組の指導・支援により、衛生水準を確保
3. 都道府県・保健所では行えないきめ細やかな指導・支援を実施しており、生衛業の振興の中核的機関
4. 全国指導センターと連携して生衛業の健全な発達のための指導・支援を実施

事業概要等

1 事業概要

【趣旨・目的】

都道府県生活衛生営業指導センターは、公衆衛生の見地から国民生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び営業者の組織の自主的活動を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益の擁護に資するため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の4第1項に規定する事業を各都道府県の区域内において実施するものである。

【都道府県指導センターの主な事業】

- 融資、税務、労務管理等の経営の健全化及び衛生水準の維持向上についての相談指導(平成20年度:4万6千件)
 - 標準営業約款に関する営業者の登録
 - 生衛業に関する講習会、講演会若しくは展示会の開催(平成20年度:255件)
 - 生衛業に関する情報収集及びインターネットや広報誌による提供 等
- ※これらの事業を実施するため、経営指導員136名、補助員48名の職員が従事(平成21年4月現在)
- ※専門的な相談に対応するため、弁護士、税理士等を相談顧問として配置(平成20年度:90名)
- ※各組合で経営指導員に協力して経営相談指導に当たる特別相談員は3,546名(平成21年4月現在)

【補助について】

国は、生衛法第63条第1項の規定に基づき、都道府県が都道府県指導センターの行う事業について補助した経費の一部を補助。昭和54年の法改正により法定化(議員立法)

2 現状

○ 行政事業レビュー

当該補助金により、生衛業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談、講習会や展示会の開催、国の施策についての普及啓発等が実施されており、中小零細事業者が多い生衛業の経営の振興・健全化、衛生水準の維持向上、また利用者及び消費者の利益の擁護を図る上で当該補助金による支援策は重要なものである。

一方、都道府県の財政事情の悪化等から、財政措置を十分図ることが困難な都道府県があり、近年不用額が生じる傾向がみられているため、平成22年度予算において縮減を図ったところである。

平成21年度

(単位:百万円)

	人件費	事業費				合計
		相談指導事業	分野調整等協議会等事業	情報化整備事業	活性化促進事業	
総事業費	746	153	3	21	29	953
国費	369	76	2	11	14	472

都道府県指導センターにおいては、各業種の特性や地域の実情に応じて、公衆浴場を活用した健康づくりに関する場の提供、受動喫煙対策に取り組む飲食店等への支援、クリーニング後の衣類を梱包するポリ包装材のリサイクルの推進など、生衛業の活性化のための事業(活性化促進事業)を実施しているが、一部の都道府県指導センターにおいては、必要に応じて各生活衛生同業組合に事業を委託して実施している。21年度は、4都県において、13の生衛組合に対して事業を委託。

【委託事業の概要】

○公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律を踏まえ、公衆浴場を健康づくりの場として活用を図る健康入浴推進事業(東京都、千葉県、埼玉県)

○商店街・地域社会の活性化のための生衛業についての普及啓発等を行うまちおこし推進事業(鹿児島県)

都道府県生活衛生営業指導センターの主な事業(東京都の例)

平成21年度執行(国庫補助事業)

(単位:百万円)

経営の健全化の指導(相談指導事業)

○営業相談

指導センター内に営業相談室を常設し、営業者に対して
経理・税務及び衛生等の経営に関する相談指導を実施。
(経営指導員4名、972件)

新規開業: 856件 約80.2億円
独立: 37件 約4.1億円
既営業: 79件 約10.4億円
※金額は日本公庫への貸付希望金額

○巡回指導

経営指導員及び経営特別相談員(15組合、延べ124名)
による巡回指導を実施。(902件)

○融資指導

生活衛生改善貸付の融資の申込みを希望する営業者に
対して、経営特別相談員による経営指導を実施。(155件)

	人件費	事業費				合計
		相談指導事業	分野調整等協議会等事業	情報化整備事業	活性化促進事業	
総事業費	26.2	6.3	0.2	1.4	6.1	40.2
国費	13.1	3.1	0.1	0.7	3.0	20.0

平成21年度実績

(単位:百万円)

総収入額	うち補助金収入			うちその他の収入
	国庫補助事業	都単独補助事業等	合計	
	48%		78%	
83	40	25	65	18

※上段の%は、総収入額に占める割合

※その他の収入とは、基本財産運用収入、会費収入、事業収入、営業約款登録事業収入、研修・講習事業収入等である。

* ()内は平成21年度の実績

生衛業の振興(活性化促進事業)

○生衛業地域生活支援事業

「補助犬同伴受入れ」、「認知症サポーター」についての生衛業を対象とした講習会を開催するとともに、生衛業の各店舗を、福祉情報の提供、見守り活動、福祉の窓口などの地域生活支援を行うボランティア情報ステーションとして登録する。(千代田区で実施。20年度は荒川区)

○健康入浴推進事業

公衆浴場の確保及び地域住民の福祉の向上を図るため、公衆浴場を活用した健康づくり事業を推進するための講習会を開催するとともに、2か所でモデル事業を実施。

○災害時支援体制整備等推進事業

災害発生時に生衛業者と行政が有機的な連携を図り、地域住民の生活を下支えする取組の展開を図るため、検討会を開催するとともに、災害時支援フォーラムを開催。

※この他、都の補助による生衛業者に対するパソコン研修や出張サポートも実施。

(参考)東京都の生衛業約14万事業所(平成18年事業所・企業統計より)。生衛組合加入者は約4万。

都道府県生活衛生営業指導センターの主な事業(栃木県の例)

平成21年度執行(国庫補助事業)

(単位:百万円)

経営の健全化の指導(相談指導事業)

○営業相談

指導センター内に営業相談室を常設し、営業者に対して経理・税務及び衛生等の経営に関する相談指導を実施。
(経営指導員3名、157件)

○巡回指導

経営特別相談員(14組合、延べ158名)による個別巡回指導を実施。(1,952件)

○融資指導

生活衛生改善貸付の融資の申込みを希望する営業者に対して、経営特別相談員による経営指導を実施。(33件)

	人件費	事業費				合計
		相談指導事業	分野調整等協議会等事業	情報化整備事業	活性化促進事業	
総事業費	17.5	8.7	0.3	0.2	2.9	29.7
国費	8.2	4.3	0.1	0.1	1.5	14.2

平成20年度実績

(単位:百万円)

総収入額	うち補助金収入			うちその他の収入
	国庫補助事業	都単独補助事業等	合計	
	78%		88%	
40	31	4	35	5

※上段の%は、総収入額に占める割合

※その他の収入とは、基本財産運用収入、会費収入、事業収入、営業約款登録事業収入等である。

* ()内は平成21年度の実績

生衛業の振興(活性化促進事業)

○まちおこし推進事業

理容・美容・クリーニング・社交飲食などの各業種による実演などの生衛業への理解を深めるための啓発事業を実施。

○クリーニング包装材等リサイクル推進事業

クリーニング業界での包装材等のリサイクル推進を目的として、推進検討委員会の開催、営業者や消費者に対するアンケート調査を実施。

※この他、市の補助による公衆浴場における高齢者・身障者に対する入浴サービスの提供も実施。

(参考)栃木県の生衛業約1.9万事務所(平成18年事業所・企業統計より)。生衛組合加入者は約7千。

2 現状

○ 省内事業仕分け

① 相談指導

都道府県指導センターでは、中小零細である生衛業の経営の健全化を通じて衛生水準の維持向上を図るため、融資、経理、税務、労務、衛生、経営、法律等多種にわたる相談指導を実施しており、平成20年度では、年間4万6千件の相談指導を実施。また、各組合で経営指導員に協力して経営相談指導に当たる経営特別相談員の育成を図ることにより、生衛業における衛生水準の維持向上及び経営の安定化に寄与している。

	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度
相談指導件数	件数	47,076	46,208	—
融資	件数	21,555	21,025	—
経理	件数	1,323	1,101	—
税務	件数	2,672	2,339	—
労務	件数	623	595	—
衛生	件数	6,640	6,543	—
経営	件数	6,975	7,264	—
法律その他	件数	7,288	7,341	—

※融資の相談では、衛生水準を確保した設備内容であるか、保健所の許可の関連はどうかなどについても併せて相談を受けている。

・ 生衛業に対する貸付制度の周知

日本政策金融公庫による低利の貸付制度の周知により、生衛業への貸付につながっている。

・経済対策を踏まえた生活衛生貸付制度の説明会の開催、相談指導連絡協議会の実施等

また、貸付に対する営業者の意見を集約し、公庫の貸付制度の運用改善に役立っている。

・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の審査を都道府県指導センターでも実施可能化等

	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度
日本政策金融公庫による生衛業への貸付	件数	14,675	14,558	12,501
	千円	67,535,213	69,374,514	62,503,037

うち相談により融資につながった件数として確実に把握しているものは1,952件(13.4%)、金額は16,003,320千円(23.1%)である。

その他にも相談や組合を通じて周知することにより融資につながっているものもある。

②情報提供

都道府県や全国生活衛生営業指導センター等からの情報を広く生衛業者に対して情報提供を行い、国の施策等に対する生衛業者の理解を深める。

例：新型インフルエンザ対策に係るパンフレット、生活衛生営業関係税制に係るパンフレット、身体障害者補助犬受け入れマニュアル、飲食店の省エネ対策に係るパンフレット等を講習会や経営指導員が行う相談指導等において活用し周知を図っている。

③活性化促進事業

生衛業が地域に密着した営業形態であることから、都道府県指導センターにおいては、各業種の特性や地域の実情を踏まえつつ、地域社会との共存や福祉の増進など社会的要請に応える形で生衛業の振興を図る方策として、公衆浴場を活用した健康づくりに関する場の提供、受動喫煙対策に取り組む飲食店等への支援、クリーニング後の衣類を梱包するポリ包装材のリサイクルの推進などの事業を実施している。

	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度
活性化促進事業の件数	件数	69	68	56
a. まちおこし推進事業	件数	4	6	5
b. 健康入浴推進事業	件数	23	20	13
c. 飲食店等健康増進等普及支援事業	件数	10	10	9
d. 生衛業地域生活支援事業	件数	8	14	13
e. クリーニング*包装材等リサイクル推進事業	件数	8	8	5
f. 災害時支援体制整備等推進事業	件数	4	10	11
g. その他【平成19年度限り】	件数	12	—	—

a. まちおこし推進事業

生衛業は、日常生活に必要なサービス・商品の供給者であり、商店街の活性化や地域社会に活性化に欠くことのできない存在であることから、地域の特性を活かしたまちづくりの在り方についての検討、消費者の意識調査、商店街の活性化を図るための啓発事業を実施する。

b. 健康入浴推進事業

公衆浴場を活用し、生活習慣病の予防・改善や入浴の正しい知識の普及・実践的な指導、健康に関する様々な情報を提供するため、人材育成のための講習会を開催し、協議会の設置し、モデル事業を実施する。（平成22年度においてはモデル事業は廃止し、人材育成のための講習会のみ実施）

c. 飲食店等健康増進等普及支援事業

飲食店等におけるヘルシーメニューの提供、原材料の原産地表示、受動喫煙防止対策、食育活動及び食品リサイクルの推進のため、営業者等に対する講習会を開催する。

d. 生衛業地域生活支援事業

高齢者や障害者等に対して適切なサービスを提供するため、介護の基礎知識や身体障害者補助犬に関する知識を習得するための講習会の開催、訪問理容・美容サービスの提供を行う。

e. クリーニング包装材等リサイクル推進事業

循環型社会の形成に寄与するため、クリーニング後の衣類等を梱包するポリ包装材のリサイクルやハンガーのリユースの取組を推進するため、検討会を設置し、モデル事業を実施する。（平成22年度においてはモデル事業は廃止し、検討会のみ実施）

f. 災害時支援体制整備等推進事業

災害発生時に行政と生衛業者が連携を図り、国民生活を下支えする体制を整備するとともに、建築物の耐震改修等について生衛業者が率先して取り組むようするため、検討会を開催するとともに、耐震改修等に係る助成制度等の情報提供を行う。

④標準営業約款(国庫補助対象外事業)

標準営業約款は、消費者の利益の擁護の観点から、提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等を図ることにより、利用者又は消費者が営業者からサービスを購入する際の選択の利便性を図るため、昭和54年の生衛法の改正により制定されたものである。

現在、理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業及び一般飲食店営業の5業種において策定されている。

都道府県指導センターにおいては、相談指導と併せて標準営業約款についての周知を行うとともに、登録受付を実施。

	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度
理容業	施設数	45,998	45,633	44,981
美容業	施設数	20,414	20,323	20,379
クリーニング業	施設数	3,503	3,811	3,711
めん類飲食店営業	施設数	288	317	304
一般飲食店営業	施設数	317	353	354

(参考)

○ 食中毒事件におけるサンプル調査(東京都)

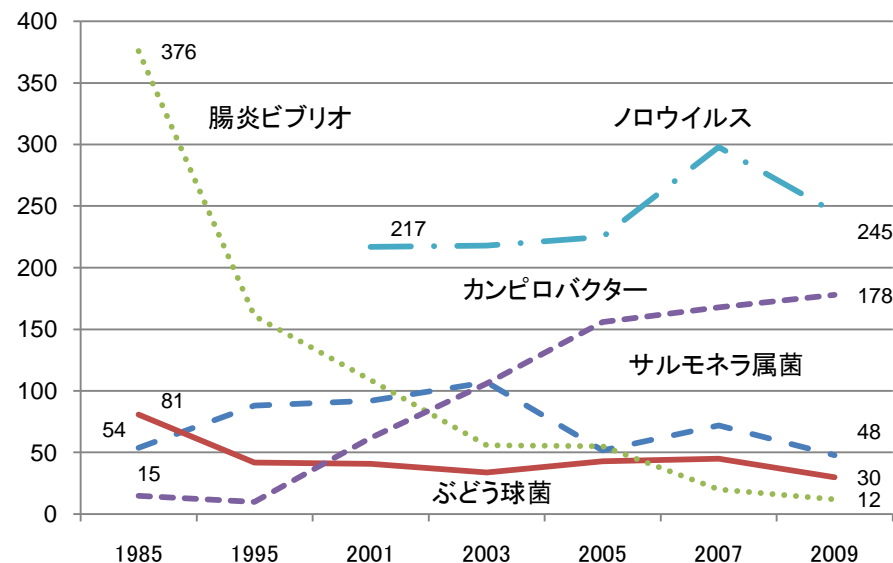
1. 厚生労働省の食中毒事件一覧より、東京都の飲食店と確認できたものが96件
2. このうち東京都内の生衛業組合員と確認できたものは2件
3. サンプル調査として照合し、96件のうち2件であり(2. 08%)

○ 病因物質別食中毒発生状況

ぶどう球菌による食中毒は、その予防方法が徹底されてきたため減少。一方、ノロウイルスによる食中毒等は近年ウイルスが命名され、事件数が増加傾向。また、カンピロバクターは1980年代に食中毒菌に指定され、生肉料理(トリ刺し、レバ刺し等)の喫食など食品の嗜好もあり、飲食店における事件数は増加傾向。それらに対応した衛生管理の周知徹底が必要。

飲食店(旅館、仕出し屋を含む)における食中毒発生状況

原因物質	1985	1995	2005	2009
総数	673	391	673	671
サルモネラ属菌	54	88	52	48
ぶどう球菌	81	42	43	30
腸炎ビブリオ	376	161	55	12
カンピロバクター	15	10	156	178
ノロウイルス	-	-	225	245



厚生労働省「食中毒統計」